

相続様変わり

年137万人が亡くなる「大相続時代」となり、約40年ぶりに法制度が大きく見直される。遺産分割をより円滑にできる環境整備だけでなく、夫を失った高齢の妻の生活への配慮など、「老老相続」がもたらす問題にも対応している。

▼1面参照

義父母介護も反映

7月からの新制度が「特別寄与」とは、相続人が被相続人に対して無償で介護や事業の手伝いなどをした際の貢献で、お金に換算して反映させられる。ただ、義父母を介護した妻など法定相続人でない人は認められず、今は請求できない。7月から、法定相続人以外でも特別に寄与分を請求できるようになる。

「その際、介護日誌や領収書など介護状況を示す書類を残しておく必要がある」と。相続に詳しい税理士

の福田真弓さんはそう解説する。請求できる相手は、故人の相続人。金額は、仮に介護サービスを受けた場合の費用などをもとに話し合う。掃除や食事などの世話をした時間を、日誌に整理しておくことが必要だ。

現在、男性の平均寿命81歳に対し、女性は87歳。夫の死後、長生きする妻が相続を機に自宅を追われたり、生活費を十分得られなかったりすることがある。例えば、2千万円の自宅と預貯金3千万円を残し、

相続制度が段階的に大きく変わる

2019年 自筆証書遺言の方式緩和
1月13日 従来はすべて手書きだったが、財産目録はパソコン作成や通帳のコピーも可

7月1日 預貯金の払戻制度
遺産分割協議が終わる前でも、故人の預貯金を上限150万円の範囲でおろせる

特別寄与の制度
義父母を介護した妻など、相続人でなくても、無償の介護の貢献などを金銭で相続人に請求できる

遺留分の金銭請求
最低限の取り分の遺留分を受け取れない相続人は、侵害額を金銭で請求。土地などの共有を避けられる

遺留分算定方法の見直し
相続人に生前贈与した財産は、相続開始前10年分に限って遺留分算定の対象に含める

居住用不動産の贈与の優遇
婚姻期間20年以上の夫婦間で贈与した場合、遺産分割の対象から外せ、配偶者が財産の取り分を増やせる

20年 配偶者居住権の新設
4月1日 自宅の価値を居住権と所有権に分けることで、配偶者が自宅に住み続けやすくなる

7月10日 法務局での自筆証書遺言保管
自筆証書遺言は自宅などで保管するしかないが、新たに法務局で預かってもらえるようになる

法務省の資料などから作製

遺留分金銭で請求

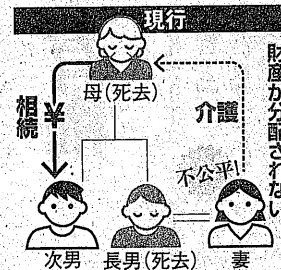
遺族の争いを生みやすいのが、遺産の最低限の取り分「遺留分」。小堀弁護士は、こんな相談を受けた。

金属加工業を営む父が亡くなり、子2人（姉と弟）が遺言に従って相続した。姉が工場を相続したが、自らの相続分に不満を持つ弟が遺留分を主張し、工場を共有する事態に。権利関係が複雑になって担保価値が下がり、銀行の追加融資を受けられない恐れが出た。姉は急いでお金を工面し、現金で遺留分を支払った。子2人が相続する場合、それぞれの遺留分は法定相続分（2分の1）の半分、4分の1ずつ。土地や建物を相続する際、遺留分を主張されて権利を共有するこ

よくなるなど長寿社会に対応した改正だ」と話す。

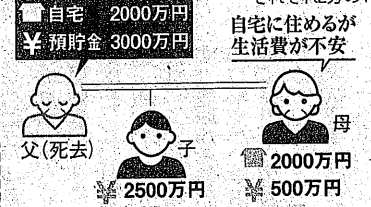
「7月からは原則として金銭で遺留分を請求する。土地や建物の権利関係が複雑になる事態を避けられる。遺留分は、もう一つ変更がある。今は生存中に家族へ生前贈与した場合、過去の贈与財産がすべて遺留分の対象になる。古い贈与たともめごとの元になりやすい。7月からは請求対象は過去10年までの分に限られる。（新宅あゆみ、鈴木友里子）

介護した妻らが報われる
特別寄与と制度
長男の死後、妻が介護していた義母も亡くなった場合

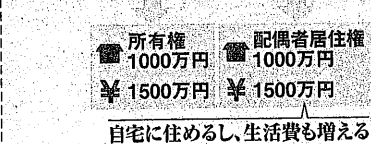


妻は法定相続人ではないが、相続人の次男に寄与分を請求できる

配偶者居住権で自宅に住み続けやすくなる
父が死去し、母と子が相続する場合。法定相続分はそれぞれ2分の1



2020年4月~
相続時に自宅の価値を
配偶者居住権と所有権に分ける



相続をめぐる
ご意見や体験をさ
お寄せください。
asahi_for
um@asahi.com、ファク
ス03・5541・8259、〒104
・8011（所在地不要）朝日
新聞オピニオン編集部「フ
ォーラム面」へ。